

## 電気自動車を活用した災害連携協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）、日産プリンス千葉販売株式会社（以下「乙2」という。）及び株式会社日産サテリオ千葉（以下「乙3」といい、乙1、乙2及び乙3と総称して以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所等への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所、福祉施設等被災者や要配慮者が利用する施設（以下、「避難所等」という。）において、電気自動車を避難所等が停電した際の非常用電源として活用し、避難所等の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別に定めることができる。

### （電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所等が停電した時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する別紙（第1号様式）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況および避難所等の電力復旧時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

### （電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

### （供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合は、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。それ以外のときは、原則として甲が負担する。

(電気自動車の移動)

第6条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行い、原則として甲が行うものとする。

(管理)

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

(故障等の対応)

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲と乙間で協議するものとする。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して決めることとする。

(技術的支援)

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、外部給電器を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ別紙（第2号様式）「連絡調整者名簿」（以下「名簿」という。）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は名簿により指定する者に変更があった場合は、名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の1箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月8日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長

乙1 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号  
千葉日産自動車株式会社  
代表取締役社長

乙2 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号  
日産プリンス千葉販売株式会社  
代表取締役社長

乙3 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番21号  
株式会社日産サテリオ千葉  
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島1-1-1  
日産自動車株式会社  
理事